

(平成27年2月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を70円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年10月1日まで

私の夫は、昭和18年9月から55年5月まで、A社に勤務した。荷物を整理していたところ、夫がA社に勤務していた頃の辞令及び退職慰労金計算書が見付かったので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社に係る辞令及び退職慰労金計算書並びに同社から提出された社員名簿により、申立人は、申立期間において同社B支社に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、本社採用の事務職・正社員と思われるので、旧厚生年金保険法が施行された昭和19年10月1日から厚生年金保険料が控除されていたと思われる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社から提出された社員名簿から、70円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 6 月 29 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 5 年 6 月 29 日に開かれた A 社（現在は、B 社）の株主総会で取締役を選任されたが、同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 7 月 1 日となっており、同年 6 月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。資料として、住宅資金の融資を受ける際、同社が私の厚生年金被保険者期間を記載した「職歴・給与証明・申出書」、「第 77 回定時株主総会決議ご通知」等を提出するので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「第 77 回定時株主総会決議ご通知」により、申立人は、平成 5 年 6 月 29 日に A 社の取締役就任していることが確認できる。

しかし、B 社は、「申立期間当時の資料は無いが、役員報酬は平成 5 年 7 月分より支払っており、同年 6 月の厚生年金保険料については控除も納付もしていないと思われる。」と回答している上、申立人から提出された銀行預金通帳によると、平成 5 年 7 月より同社から給与が振り込まれていることは確認できるものの、申立人は申立期間に係る給与明細等を所持しておらず、諸控除額が不明であることから、当該給与振込額から申立期間の厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人は、C 事業団（現在は、D 法人）から住宅資金の融資を受ける際、同事業団に「職歴・給与証明・申出書」を提出しているところ、当該書類の記載事項のうち、申込者の厚生年金保険被保険者期間等については、申込時点において勤務している事業所が記載することとなっており、申込者が記載する事項と合わせて、その記載内容を事業所が証明する様式となつて

いるが、当該書類において、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者期間の始期が平成5年6月28日と記載されていたことから、このことについて、B社に照会したところ、「当時の人事課の担当者は、申立人が平成5年6月29日の株主総会で取締役就任を知っており、その前日に申立人が会社に来ていたことから、被保険者資格取得日を同年6月28日と記載し、証明してしまったと思う。」と回答している。

さらに、A社が加入していたC健康保険組合における申立人の健康保険被保険者の資格取得日は、平成5年7月1日となっており、当該資格取得日は、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 21 日から 62 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 55 年 11 月から A 社 B 支店に勤務し、その後、同社 B 支店が合併により C 社（現在は、D 社）となった後も引き続き勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間後、別会社に向向するまで、A 社 B 支店及び C 社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において A 社 B 支店に勤務し、その後、同社 B 支店が合併により C 社となった後も継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、オンライン記録によると、A 社 B 支店は、E 社に名称変更した後、昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、C 社の統合先である D 社は、「当時の資料が残っておらず、C 社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険に係る届出については不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間中に A 社 B 支店、E 社及び C 社のいずれかの事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元同僚 29 人（申立人が氏名を挙げた 5 人を含む。）に照会したところ、回答が得られた 15 人のうち 10 人は、「申立人を記憶している。」と回答しているものの、申立人の勤務実態及び勤務期間については具体的な供述が得られないことから、申立人が申立期間において、A 社 B 支店及び C 社に勤務していたことを確認することができない。

加えて、申立人のE社における雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和55年11月1日、離職日が昭和59年2月20日と記録されており、当該記録は、申立人のA社B支店における厚生年金保険の被保険者記録と符合している上、当該雇用保険の加入記録により、申立人は、離職日後、公共職業安定所に求職の申込みを行い、同年6月9日から同年12月7日までの期間に基本手当が支給されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。